

申請手続きはお早めに！

総社市床下浸水等義援金の支給

平成30年7月豪雨により被災され、床下浸水等の
被害にあわれた世帯と事業者に10万円を支給します

(※このチラシは、支給対象の方だけに配布しているものではありませんので御注意ください)

	世帯	事業者
支給対象	・災害により被害を受けた当時、市内に居住していた世帯主 (アパート等賃貸住宅の住人は除く)	・市内の法人の代表者または個人事業主 ・アパート等賃貸住宅の貸主
対象物件	・居住していた住家(母屋) (離れ、倉庫などは除く)	・屋号を掲示していた事業所または店舗等(倉庫などは除く)
支給要件	・半壊に至らない一部損壊のうち「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」 ※総社市災害見舞金(20万円～100万円)を受給されている方は対象となりません。 ※支給認定には市内で調査している浸水区域かどうかを確認させていただきます。 ※住家等の屋内に浸水または土砂が流入した状態が対象です。	
持参物	・印鑑 ・世帯主(事業主)の預金通帳の写し ・身分証明書(申請者の本人確認ができるもの)及び下記の「確認書類」	
確認書類	・一部損壊「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」記載がある罹災証明書又は被災証明が発行されている場合は証明書のみでよい ※証明書がない場合 ・被害状況の箇所のわかる写真(被災時の写真がない場合は、現況で指さし等による浸水位置等がわかるようにした写真でも可) ・被害箇所を記した図(敷地内の建物配置図等。手書き可) ・修繕費等の領収書がある場合は添付 【その他】 ・申請者が世帯主でない場合は、委任状 ・同一住家で住民票上での世帯主が2人以上存在する場合は、各世帯主からの承諾書	・一部損壊「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」記載がある罹災証明書又は被災証明が発行されている場合は証明書のみによい ※証明書がない場合 ・被害状況の箇所のわかる写真(被災時の写真がない場合は、現況で指さし等による浸水位置等がわかるようにした写真でも可) ・被害箇所を記した図(敷地内の建物配置図等。手書き可) ・修繕費等の領収書がある場合は添付 ・直近の法人市民税申告書または確定申告書の写し等営業の確認ができるもの ・アパート等賃貸住宅の貸主の場合は、所有者であることがわかる書類(契約書、登記簿、固定資産証明書等) 【その他】 ・申請者が事業主でない場合は、委任状
受付	3月1日(金)から受付中 受付時間 平日 9:00～17:00 総社市役所1階ロビー	

問い合わせ 総社市福祉課 床下浸水等義援金窓口 (平日9～17時)

電話090-3746-6888